

公共サービス改革小委員会の当面の進め方について（案）

平成 21 年 12 月 24 日
公共サービス改革小委員会

1. 国の行政機関等における官民競争入札等の対象事業の調査検討は、公共サービス改革小委員会本委員会（以下、「本委員会」という。）で行うほか、施設・研修等分科会、統計調査分科会、公物管理分科会、国立大学法人分科会を設置して行うこととする。
2. なお、地方出先機関分科会、徴収分科会、ハローワーク等分科会、内部管理分科会は廃止し、その業務については、地方出先機関分科会は施設・研修等分科会に、他の 3 分科会については本委員会に引き継ぐものとする。
3. 本委員会、各分科会の担当委員及び第 55 回官民競争入札等監理委員会で示された「公共サービスの見直しの進め方」における主な対象分野（1～10）についての分担は以下のとおりとする。

公共サービス改革小委員会 （落合主査、副主査は業務毎）	4. 財務局の普通財産の管理処分等業務（野原副主査） 5. 米の売買管理（片山副主査） 6. 防衛装備品の補給・維持（小幡副主査） 7. 物品調達・管理業務、旅費業務（野原副主査） 9. 供託（小幡副主査、渡邊副主査）
施設・研修等分科会 （小幡主査、渡邊副主査）	1. 施設管理（国大法人施設の管理運営を除く）
統計調査分科会 （前原主査、野原副主査）	2. 統計調査
公物管理分科会 （片山主査、逢見副主査）	3. 公物管理 8. 警察通信関係業務
国立大学法人分科会 （本田主査、前原副主査）	10. 国立大学法人関係（1の国大法人施設の管理運営も含む）

公共サービス改革小委員会の運営について（案）

平成 21 年 12 月 24 日
公共サービス改革小委員会

1. 国の行政機関等における官民競争入札等の対象事業の調査検討を行う公共サービス改革小委員会（以下、「小委員会」という。）では、より効率的・効果的な検討を行うため、適宜、関係委員による会合を開催できることとし、この会合を「分科会」と称する。
2. 小委員会の主査は、対象事業の内容に応じて、分科会の主査及び副主査を指名できるものとする。
3. 分科会の主査は、議論の対象となる専門の事項を調査させるため、専門委員を分科会に出席させることができる。
4. 分科会における調査検討の内容について、当該分科会の主査は、必要に応じて監理委員会又は小委員会に報告するものとする。
5. その他、分科会の運営については、小委員会の例に準ずるものとする。